

令和3年第2回九戸村議会定例会

令和3年6月18日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|
| 1 | 中 | 村 | 國 | 夫 | 議員 |
| 2 | 川 | 戸 | 茂 | 男 | 議員 |
| 3 | 岩 | 渕 | 智 | 幸 | 議員 |
| 4 | 山 | 下 | | 勝 | 議員 |
| 5 | 坂 | 本 | 豊 | 彦 | 議員 |

◎出席議員（12人）

1番	古 館	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課長		川 原 憲 彦 君
子育て支援担当課長		浅 水 涉 君
税 務 住 民 課 長		吉 川 清一郎 君
保 健 福 祉 課 長		杉 村 幸 久 君
産 業 振 興 課 長		中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課 長		関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君
水 道 事 業 所 長		上 村 浩 之 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） あらためて、おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

休会中の議会の動きについては、議会事務局日誌として、写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、5 人であります。

はじめに、5 番、中村國夫君の質問を許します。

5 番、中村國夫君

（5 番 中村國夫君登壇）

○5 番（中村國夫君） おはようございます。本日、令和 3 年第 2 回九戸村議会定例会がここに開催され、一般質問のトップバッターを務めることになりました。

私は、あらかじめ通告しておりました 4 項目について、質問させていただきます。

はじめに、国道 340 号線から九戸村体育センターの入り口の道路拡張整備について伺います。

村民の健康づくりに欠かせない九戸村体育センターは、地域住民をはじめ、村民から広く利用されています。小学生によるミニバスケットボールの練習や中学生卓球部の活動の利用者、健康づくりの施設利用者などの車両が出入りする風景が毎日のように見受けられます。

また、消防団の訓練活動や B & G 海洋センター、くのへスキー場やふるさとの湯っこ、ナインズファームへ頻繁に出入りする車両も時期により増加している状況にあります。国道 340 号線から九戸村体育センターの入り口の道路幅が狭く、歩行者の安全、交通安全の観点から村民からも道路拡張整備を望む声が多数寄せ

られており、早期の整備が必要ではないかと考えますが、村長の見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 当該の村道蒔田線は村の中心部にありまして、国道 340 号と村道袖川山根線、通称農免道路と呼ばれているものですが、を結びまして、体育センター、B & G 海洋センターへのアクセス道路でもあり、車両、歩行者とも通行量が多い路線ということで認識しております。

しかしながら、国道 340 号からの入り口は、おっしゃるとおり狭くて、車両のすれ違いもできない状況でございまして、通行する皆さまには大変ご不便をおかけしているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、利用者的大変多い重要な路線でもございまして、通行の安全と利便性を考えますと、対応しなければならない路線であるというふう

に認識しております。
ご質問の拡張整備についてでございますが、現在は車両 1 車線分の幅で狭いため、工事の実施となりますと、国道 340 号との交差点整備となりますと、大幅な拡張を伴うことが想定されるところでございます。

そのため、関係者の方々にはご負担をおかけすることになりますが、地域の皆さま、関係者の方々のご協力が得られるのであれば検討に入らせていただきたいというふうに思っております。

私もかねてから非常にあそこは通行のしづらい所だなというふうにも認識しておりましたので、このほかにもいろいろな道路に関して、あそこはこういうふうにしたらいんじゃないかという考えも持っております、その中の一つにもこれは入っておりましたので、そういうふう

に認識しているところでございます。
以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5 番、中村國夫君

○5 番（中村國夫君） どうも真摯な答弁いただきまして、大変ありがとうございます。

それで、若干、再質問させていただきたいなど、このように思っております。

先ほども申し上げましたけれども、国道 340 号線から九戸村体育センターの入り口付近は、子どもたちの通学路になっております。特に、朝方、夕方には交通量も多く、頻繁に出入りする車両も増加し、加えて、交通安全の面におきましても、決して見通しがよい場所とは言えず、交通事故の危険性の高い場所のように思われます。

また、地域の皆さん方をはじめ、多くの方々から一日も早く何とか解決していただきたいというお話をいただいております。どうか早期の道路拡張整備が実現されますよう、村長の決意を再度、お聞かせいただきたいと思っております。よろしく

お願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） 再質問にお答えしますが、同じような回答になりますけれども、本当に多くの村民の方々が利用する施設へのアクセス道路でもあって、通学路でもあると。本当に、村にとって重要な路線であります。ということで、安全な通行確保のために対応しなければならないというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、工事となりますと、用地とか物件、また住民の方々の協力が必要でありますので、関係者の皆さまからの協力が得られるのであれば、早急に対応するよう検討してまいりたいと考えております。

そうは申しますけれども、財源というものもございまして、優先順位を考えながら、より村民が利用する、利用率が多い、村民の暮らしにまさに寄り添ったものから整備していきたいというふうに考えておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、村と町内会(自治会)の関係についてであります。

村内の各町内会(自治会)では、地域の課題について、地域で解決できることは、地域で解決に努め、活動を計画し、実践しながら明るく住みよい、豊かな地域づくりを目指して、さまざまな活動が進められています。

また、各町内会、自治会では、昨年から新型コロナウイルス感染症の拡大に対する防止策により、安心して活動に取り組むことができるよう、新しい生活様式の実践により、事業活動の縮小や役員会、総会の開催にあたっては人数を制限するなどの工夫を凝らした取り組みが進められています。各町内会(自治会)では、村と連携し、村の広報くへの各家庭への配布や防犯、防災、交通安全、ごみ収集などにも協力しています。

本村では、今年度から3年間の時限立法により各行政区に対し、地域振興交付金を交付し、地域の支援強化に努めておられることは、大変心強く感じております。

さて、本村では、町内会自治会との関係について、どのような考え方に立ち、どのように進められておられるのか、2点について伺います。

1点目。本村では、町内会(自治会)の果たす役割をどのように捉えているのでしょうか、伺います。

2点目。人口減少時代にあつて、村と町内会(自治会)の関わりをどう考えているのか、伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長(晴山裕康君) それでは、村と町内会の関係について、お答えします。

住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることは、住民どなたもの願いであろうというふうに思っています。そのことを実現していくためにも自治会というものがあるのではないかとこのようにも思っています。

九戸村で言えば、公共的なものでなければ役場ではできないというものがあります。かといって、個人ではなかなかできないというようなものもたくさんあるわけでありまして。役場からはやってもらえない、個人ではできないというようなものをお互いが、地域の皆さんが助け合って実施していくものが自治会の果たす役割ではないかと捉えております。

私自身も、ご存じかと思いますが、自治会の会長を数年経験させていただきました。地域にはいろいろなさまざまな問題がたくさんありまして、それを住民の人たちと相談しながら一つ一つ解決して行くのは、非常に困難で大変だとは思いますがけれども、住民の方々が安心して暮らしていただけるように、これから、ますます自治会というものの担うものが増えていくように思っているところでございます。

2点目でございますけれども、議員ご指摘のとおり、九戸村においても人口減少が進んでおります。残念ながらですけれども。

各自治会におきましては、高齢化や担い手不足などにより、これまで行ってきた活動の廃止や規模縮小など、以前と同じことを行うことが大変困難になってきている所もあるというふうに認識しております。行政、自治会というような単純な区分では、立ち行かなくなる地域も出てくるものと危惧しているところでございます。

そのような状況に鑑みまして、村では、先ほどお話がありましたとおり、本年度、自治会活動の推進と地域の活性化を目的とした地域振興交付金制度というものを3年間ということで、創設したところでございます。

この交付金を活用していただきまして、各地区の実情に応じた事業を実施することによりまして、先に制定いたしました「九戸村の未来につなぐ基本条例」に謳う、「誰もが住みたい村、誰もが住み続けたい村」を目指そうとするものでございます。

また、今回の地域振興交付金の申請事務に当たりましては、行政連絡員会議におきまして、村職員で構成する「地域サポーター」を積極的に活用していただくよう呼び掛けました。そして、「地域サポーター」に対しては、庁内で、庁内というのはこの役場の中ですが、説明会を開催して、それぞれの地域の必要に応じて、随時、対応できるような体制を整えているところでございます。

今回の地域振興交付金をきっかけといたしまして、「街づくりプロジェクト」の

一環として自治会自らが考えた街づくりを進めていただければというふうにも思っております。また、自治会から担っていただいていた部分について、村が連携して、側面から支えることができるような仕組みも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございます。

先ほど、村長も申し上げておりましたけれども、人口減少が加速してございます。こうした中で町内会、あるいは自治会との連携がますます重要になってくるのではないかと考えます。それぞれの町内会、自治会には村のサポーターが配置されておるわけでありまして、サポーターの役割が大変重要になってくるのではなかろうかなと、このように考えてございますので、村の対応をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、デジタル庁創設の進行と自治体の対応について、伺います。

今日、コロナ禍で注目されている一つに「行政サービスのデジタル化」があります。

政府は、デジタル化を促進するため、今年2月に国会に提出した「デジタル改革関連法案」が5月12日参議院本会議で可決・成立しました。デジタル社会の推進は、社会全体の抜本的な転換につながる大きな可能性を秘めているといわれています。そこで、伺います。

第1点目でございますが、政府においては、本年9月にはデジタル庁が創設されることが予定されており、国、都道府県、自治体が一体となった行政デジタルの構築が進められようとしています。デジタル化促進による本村への影響について、どのように考えているのか伺います。

第2点目でございます。国が推し進めるデジタル化へ対応した本村のスケジュールについて、伺います。

政府は、9月にデジタル庁創設に向けて、準備を本格化させるために動き始めています。こうした国の動きに地方自治体は連動した取り組みが求められてくると考えます。村の考えを伺います。

第3点目。本村の今後のデジタル化に向けた構想と課題についてであります。

政府は、デジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めようとしています。

デジタル化は、通信費削減のみならず、デジタル化の効果を発揮するには、行政事務改革も必要であると考えます。

本村として将来的な対応について、どう検討されているのでしょうか。住民へ

の災害情報などの情報提供のあり方については、どのような考え方で、どう対応されていかれるのか。

一方、政府においては、マイナンバーカードを活用したさまざまな取り組みが検討されておられます。

現在、本村は人口減少問題など多くの課題を抱えています。自治体としてのデジタル化構想について、どのような考え方でどのように推進していかれるのか、伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

行政のデジタル化の推進につきましては、国や県からは、具体的な説明はまだありませんが、昨年12月に総務省が公表した「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」によると、2026年度までの5年間において、「推進体制の整備」と、「デジタル人材の確保・育成」を図り、「重点的な取組を計画的に推進する」としております。

その中の「重点的な取組」とは、「自治体情報システムの標準化・共通化」を2025年度までに達成すると。そして、「マイナンバーカードを普及させ、マイナンバーカードによる行政手続きのオンライン化」を2022年度までに実現するとあります。このほか、「テレワークの推進」や「セキュリティ対策の徹底」なども掲げられております。これらの取組事項を本村において達成していくことは、必ずしも容易なことではないと、人的体制とか、財政的なことでですけれども、容易なことではないというふうに認識しておりますが、今後、国等の動向を確認しながら、本村における具体的な対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の質問にお答えします。国や県からは、まだ、取組スケジュールが具体的に示されておりませんので、現時点では本村の対応スケジュールを申し上げることはできません。まずは、役場職員による横断的な、組織を横断したプロジェクトチームを立ち上げまして、情報収集や職員の勉強会から始めるということにしております。

三つ目のご質問にお答えします。

国が推進しようとする行政のデジタル化は、「住民の利便性向上」と「行政事務の効率化」が一番の目的であるととらえております。

少子高齢化や社会情勢の変化により、新たな行政ニーズが増え、国や県からもさまざまな要求が求められる中で、本村のような職員数が限られる小規模自治体の負担は年々増してきております。こうした状況におきまして、行政のデジタル化を推進することによりまして、行政サービスを決して低下させることなく、業

務の効率化が図られることができれば、大きな成果につながるものと期待しているところでございます。

防災につきましては、議員ご存じのとおり、システム化いたしまして防災無線の放送を携帯端末の方に送信するというようなことで、今、取り組んでいるということはご存じだと思いますが、そういうことでございます。

一方で、デジタル化を推進できる専門的ノウハウを有する職員が極めて少ないことや、村内のマイナンバーカードの普及率が低くて、オンラインによる行政手続きに十分対応できるのかといった課題もあります。ワクチン接種でもありましたけれども、高齢者の皆さんは、このデジタルというものに弱いものですから、その辺の対応をしていかなければならないというふうに考えております。

今後におきましては、他の市町村の取組状況も参考にしながら、県や民間のIT関連企業の力もお借りしながら、行政のデジタル化の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） ご答弁ありがとうございます。

政府が進めるデジタル化が本村において、窓口業務をはじめとする各種の行政サービスが、村民の利便性の向上につながることを期待し、次の質問に入らせていただきたいと思っております。

次に、行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が求められている中、デジタル時代に向けて、行政手続きにおける書面主義、押印の原則、対面主義に関する規制、制度や慣行の見直しが進められています。

政府において、行革担当大臣が推し進めている押印廃止について、約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本村の行政文書においても何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い直しが必要と思われれます。本村において、押印廃止と書面主義の見直しへの取り組みは、現在どのような状況にあるのでしょうか。

また、今後どのように取り組んでいかれるのか、村長の見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

行政手続等における「書面規制、押印、対面規制の見直し」につきましては、令和2年7月7日、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」という通知が総務省の自治行政局長から出されております。

この通知は、地方自治法の規定に基づく技術的な助言として、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、行政サービスの効率的・効果的な提供にも

資するものとして積極的に取り組むことが望まれる」とする内容のものでございます。

これを受けまして村では、国の法令等に基づいて本村が実施しなければならない手続きについて、逐次適切に対処してまいりたいと考えております。

また、村が独自に条例や規則等で定めている手続きにつきましては、全庁を挙げた業務となるため、相当の事務量が想定されるところでございます。具体的な業務といたしましては、「書面規制、押印、対面規制の見直し基準」の作成を最初に行いまして、この基準に基づいた見直し対象の抽出、洗い出し、様式等の見直し、そして例規の整備。将来的には電子申請、オンライン化のことですが、に向けた作業システム改修、あるいは職員の体制整備等の検討も想定されるところでございます。これらの作業を迅速かつ効率的に進めるために、業務そのものの必要性も含めて、現在は情報収集を行っているところであります。いずれ、村民のためになるのであれば、やるということでございますけれども、その辺の見極めだと思っております。

村民の皆さまの行政サービスに関わる大切な業務となりますので、国や県、近隣市町村の動向を見極めながら、各府省からのガイドラインや今後発出される通知等を踏まえまして、適時適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） ご答弁ありがとうございました。

本村におきまして、行政手続きによる押印廃止と書面主義の見直しが将来にわたり村民が安心して、幸せに暮らすことができる村づくりへとつながることを願う私の質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、5番、中村國夫君の質問を終わります。

次に、2番、川戸茂男の質問を許します。

2番、川戸茂男君

（2番 川戸茂男君登壇）

○2番（川戸茂男君） 議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告をしておりました項目について、質問をさせていただきます。

初めに、小学校の統合について、3点をお伺いいたします。

1点目ですが、教育長に就任され1年を迎えようとしておりますが、教育長就任以前から本村の最重要課題は、急激に進む少子化の中での子どもたちのための望ましい教育環境整備であることは、感じておられたことと思っております。

さらに新型コロナウイルスのまん延もあって、昨年度の出生数は、9名となり、さらに今年度の出生見込は、現段階で14名程度となる見通しのことでございます。このように、数年前では考えられないほど急激に少子化が進行する中で、子

どもたちの教育環境の現状と課題をどのように把握されているのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、昨年10月に村の総合発展計画策定に向けて開催された村政懇談会や、今年2月に開催された教育懇談会では、現状維持を望む声はほとんどなく、現状の課題解決と将来に向けての教育環境の整備を求める声が多数だったとのことですが、このような住民の声が届いたのでしょうか。

教育長の今年の年頭あいさつでは、「村民すべての世代に良質な学びの機会を提供したい」。また、今年3月の第1回議会定例会では、教育長の教育行政施政方針演説が議会で初めて行われました。その中で、教育長は「国家100年の計」であると同時に、「地域100年の計」でもあるなどと述べられております。

保護者をはじめとする住民の声に応える具体案を早急に示すべきだと思いますが、今後のスケジュールについて、教育長にお伺いをいたします。

3点目ですが、本村は、これまで厳しい財政状況の中にあっても、さまざまな子育て支援策を実施しており、これは本村歴代の首長がへき地に生まれた子どもたちでも教育環境だけは、他に先駆けて整備をしたい、そのような熱い思いをもって議会に臨み、議会もさまざまな意見の中で最終的には理解を示し、子どもたちのための施策を推進してきた結果だと、私は思っております。

このような状況の下で、昨年度は、学校給食の無料化や伊保内高校制服購入補助、九戸村子ども手当の支給など「誰もが住みたい、住み続けたい村」を旨とした支援策として実施されておりますが、保護者の方々からは、一日も早く村内1校に統合して、教育環境を整えてほしい、規模の小さい小学校ほど中学校に進んでから急激に差が出て来る。子どもがかわいそうだ、親として責任を感じる。そのような悲痛とも言える声が届いております。

声を発することができない、限らない成長を秘めた子どもたちに代わって、保護者が願う子どもたちのための教育環境を整備することこそが、今を生きる私たちの使命でありながら、もっともらしくさまざまな理由を付けて先送りしているのが現状です。

このままですと、私たち議会も議場におられる執行者側も「生涯償いきれない過ちを犯すことになる」のではないかと私は、このように思っております。

さまざまな子育て支援策と併せて、子どもたちのための教育環境を早急に整備することこそが、「住みたい村・住み続けたい村」の実現につながるのではないのでしょうか。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長

（教育長 岩淵信義君登壇）

○教育長（岩淵信義君） お答えします。

まず、1点目の教育長就任1年を前に、本村の教育環境の現状と課題をどう捉

えているのかというお尋ねですが、私は昨年7月1日に就任してから幾度となく学校現場を見、先生方、保護者、地域の方々とさまざまなお話し合いを重ねてまいりましたし、ご意見等も伺ってまいりました。子どもたちや教員は与えられた環境下で誠実に教育活動、学習活動に励んでいるというのが率直な感想であります。

今日の学校教育において重要なのは指導者、すなわち教員による一斉指導のもとに行われる知識や技能の注入ではありません。

現在、多くの学校で行われている授業は、かつてのように、教師の説明を黙って聞き、問題を解いたり覚えたりするような授業ではなく、「主体的対話的で深い学び」というフレーズに象徴されるように、多様な価値観や思考をグループや個人との対話を通して正解ではなく、納得解に導く思考力とコミュニケーション能力を育む授業が主です。

さらに「ラーニングピラミッド」という学習活動における定着の指標があるのですが、それによると最も効果が高いのは、グループ討論や他の人に教え、教え合う、教わるという活動でありまして、もっとも効果が低いのは従前、わが国で行われていた講義形態であります。そういう意味で、本村の教育活動において、これらをどのように実践していくか。さらには教育においては、認知科学の視点を取り入れられ、本年1月に中央教育審議会から公表されました「個別最適な学び」と「協働的な学び」はその視点に立ったものと言えます。すなわち、児童生徒目線に立つと、学びにおいては児童生徒同士の関わり合いは、誠に重要だということであります。しかし、このような授業を本村でどのようにして確立していくかということは、大きな課題であろうと思っております。

さらに「令和の日本型教育」の実現に向け、これからさまざまに変化していくであろう学校教育において、いかにして本村の教育環境を対応させていくかは教育委員会に課せられた大きな課題であるとともに、われわれ大人の責任であると考えております。

私自身、全国の状況をすべて把握しているわけではありませんが、本県に限らず多くの自治体が、少子化の進む中において、児童生徒の未来に向けた教育環境の整備に取り組んでいるものと認識してございます。私もそのように考えております。

2点目ですが、教育環境の整備を求める声に早急に応える具体案を示すためのスケジュールについてですが、これまで実施してきた「ナインズミーティング2」と銘打った教育懇談会やさまざまな機会での村民の皆さま方との対話では、川戸議員のおっしゃるとおり、現状維持を望む声はほとんど聞かれず、現状の改善と将来に向けた教育環境を望む声が多かったといえます。もちろん、出席者の人数からすれば、これらの場に出された意見がすなわち村民の総意であるというもの

ではありません。しかし、この教育環境の改善を求める切実な声は、議員が今おっしゃられた昨年、今年と出生者数が激減していることによる将来への不安が大きいかと感じております。すでにマスコミ等で報じられておりますように、わが国の2021年の出生数は80万人を割り込む見通しであります。

政府の推計によれば80万人を下回るのは2030年頃と予測しており、コロナ禍によって、少子化が一気に前倒しで進んだものと分析されておりますが、本村においてもそれまで20人台だったものが、一気に9人、12人となりました。さらに本村では、昨年生まれた新生児が小学校に入学する令和9年には、小学生総数は139人、さらに中学校に入学する令和15年度の中学生総数は55人です。さらに翌年は45人です。ちなみに中学校は令和11年までは、4学級と5学級の間で推移しますが、令和12年度からは3学級が固定化する見通しです。こうした向こう10数年の児童生徒数の推移が、教育環境の整備を望む声につながっているものと認識しております。

そこで、こうした声に早急に答える具体案とそのスケジュールということですが、教育委員会としては、村民の皆さまに将来の本村の児童生徒の推移をご理解いただいた上で、どのような学校形態が望ましいか、専門家を招いて学術的な見解をお聞きしながらのシンポジウムのような機会を設け、持続可能で良質な教育環境について、多くの村民の皆さまとの議論を深めてまいりたいと考えています。

その後、村民アンケートなどを実施し、その結果を集約した上で、住民の皆さまのご理解を得た上で、教育環境の方向性を早急に示していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、「住みたい村、住み続けたい村」の実現には、教育環境整備というものは欠かせないというふうに思っております。私も本当に同じ思いを抱いているところでございます。

さらに、子育て世代に関して申しますと、そのほかにも住宅などの居住環境、生業を得るための就労環境整備のほか、買い物の利便性なども確保されていることが望まれるのではないかなというふうに思っております。まさに、定住する住民を増やしていくために、全世代の方々が「住みたい、住み続けたい」と思っただけのような政策をいろいろな面に配慮して、総合的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

子どもたちの教育環境整備。このことは、村民の皆さん同じ思いを持っているのではないのでしょうか。そこまでの考えは、子どもたちのための教育環境整備、そこまでの考えは皆さん共有できるのではないかと思います。ですが、次の段階

として、何が子どもたちのためか、という点に関して言えば、いろいろな村民の中に、いろいろな考えがあるのが実情であるというふうに思っております。それぞれの皆さんが、これこそが子どもたちのための教育を行うために最適な環境だという考えをそれぞれお持ちなのだというふうに思います。

幼保、小中高と素晴らしい環境の中で過ごしていければ、まさに「住みたい村、住み続けたい村」にしていくことができるのではないかと。というのが、村長としての私の考えでもあります。

これらの中で、高校がなくなるとは「住みたい村、住み続けたい村」としての魅力が削がれるとも思っております。今、まさにその高校が存続の危機に直面しております。そういうことで、伊保内高校存続対策に力を注がなければならぬと考えまして、この1年いろいろ考えて取り組んできたところでございます。なくなってしまうからでは、何も意味をなさないからでございます。

話を戻しますが、子どもたちのための教育環境整備を進めるということは、私も公言しております。一口に教育環境整備とは申しますが、これは、学校の統廃合だけを指すものではないというふうに思っております。もちろん、学校統廃合を含む再編を否定するものではありません。つまり、学校数は今のままでも良いと思っておりますが、統合を望むところは、すぐにでも進めて良いとも思っております。従来から表明しておりますとおり、最終的には住民主導で、住民が納得する形で進めなければならないという考えでございます。懐を広く持って対処してまいりたいということでございます。

住民が十分納得する形をとらないと、住民の分断を招き、教育課題以外にも多くの村政課題を抱える、この小さい村が、ワンチーム、一つになって課題解決に邁進しなければならないときに、この教育問題だけを行政主導、あるいはトップダウンで進めようとする、村行政そのものの運営に重大な支障をきたし、村そのものの存続が危ういものになると危惧しているからでございます。

そして、そのために施設一体型などの小中一貫教育のようなものが良いとする立場の専門家、あるいは小規模校でも良いとする立場の専門家の方を招いて講演会、シンポジウム、パネルディスカッションなど、村民の学校教育への理解、多種多様な教育方法への理解を深めていただいた上で、アンケートを実施して方向性を見出していくというふうに申し上げてきたところでございます。残念ながら、コロナウイルスの問題等もありまして、なかなかこの講演会等が進められていないということにジレンマを感じているところでございます。

ちなみに、村内の学校は、耐震化基準をすべてクリアしております。さらに先週の新聞に掲載された大雨等による「浸水想定区域」に関しても、防災マップで見ましたところ、想定最大規模レベルのもので、戸田小学校の一部と伊保内小学校以外はクリアしているようでございます。このように本村の小中学校は、立地

条件、建物の強度等に問題のない環境として整備されているところでございます。

これに加えて、ICT機器導入、エアコン整備、校内の通路をアスファルト舗装するなど、敷地内の環境整備をして良質な教育環境を確保していくため、できるものから順次実施していく所存でございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ありがとうございます。

教育長に、再度お伺いをいたします。

急激に少子化が進行する中で、本村は複式学級を有する割合が県下で最も多い状況にあることから、施設一体型小中一貫校を進める計画となったわけですが、その際に「複式学級でも学力は劣らない」とか、「学校建設の際には、寄附金が徴収される」などの誤った情報があって、情報が届きにくい高齢者の方々の中には、今でもそのように思っている方もおられるということでございます。

今後、教育委員会により、保護者を対象とした教育懇談会が再開され、その意見を参考にして、より良い教育環境に向けた具体案を示すとのことですが、いかに素晴らしい計画であっても間違った情報が潜在的にあれば、受け入れ難い計画になってしまう心配があります。

子どもや孫がいない高齢者世帯の方々にも、ありのままの現状と正しい情報をお伝えし、その上で合意を得る必要があるかと思いますが、もし、その手法について、今、お考えであれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長

○教育長（岩淵信義君） 再質問にお答えします。

軽々に具体的な案については、この場では差し控えますけれども、私も議員がお話されたようなことについては、耳にしております。

そこで、私が今考えているのは、今年、コロナの生徒、保護者がその疑いがあるというような話になったときに、やはり、フェイクが飛び交うわけです。

それで、各小学校の小中の校長さん方をお願いしたのは、PTA会長、それから地域のさまざまな方々に主導的な方々に対して、「教育委員会から出る情報が正しいのだ」という話をお伝えしました。そのように、やはり、大事なことは教育委員会から出る情報を基に議論するというふうな体制になっていかなければ、教育委員会が話をしたことではない話が飛び交って、それが教育委員会の話なのかということが追及されないままいかれるということは、議員がおっしゃったとおり議論の前提が成り立ちませんので、その辺については私どもとしては、もしそういう機会があった場合には、いろんな形で広報をしたいというふうに考えております。

それからもう一つは、私のところにいろいろお話があるのは、やはりさまざまな地域、さまざまな層、さまざまな人たちと、やはり教育委員会の方が出向いて、

きめ細かい説明をしなければならぬのではないかというふうに思っております。先ほど答弁したとおり、そのような議論を通して、できるだけ多くの村民が合意して、100パーセント合意を目指すわけですけれども、そのようにして子どもたちのためにいい環境を目指していきたいと思っております。

最後になりますが、本村は65歳以上の人口が2,500人になります。それに対して子育て世代は500人不足です。この圧倒的な年代の差をいかにして埋めていくか、認識のギャップを埋めていくかということも教育委員会に課せられた使命ではないかというふうに思っておりますので、これから教育委員会に帰りまして、具体案については、さまざま内部で検討したいというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ありがとうございます。

村長に、再度お伺いたします。

村長は、昨年4月20日に九戸村長に就任され、初議会の6月定例会での所信表明の中で、九戸村の教育全般を考えたとき、「私が喫緊の最重要課題と認識しているのは、伊保内高校の生徒確保対策であります」と述べられました。先ほど以来お話をされているとおりだと思います。

さらに、次のように続けております。「小中学校に係る学校教育は、まさに子どもたちにとって望ましい教育のあり方を希求してまいります。具体的には住民主導による小学校統合への支援」と述べております。

伊保内高校の生徒確保対策が喫緊の最重要課題であることは、村民誰もが理解できることでありますが、なぜ、「子どもたちのための望ましい教育のあり方の希求」が、伊保内高校の生徒確保対策と同列に喫緊の最重要課題として位置付けられなかったのか、お伺いたします。

また、小学校統合への支援と述べておりますが、村長が設置者である村立の小学校の統合について、なぜ支援なのかお伺いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） まず、1点目ですが、同列に扱わなかったのはなぜかということですが、小中学校は、入学者が例えば20人割ってもなくなるわけではないわけです。伊保内高校は20人を割るとなくなる可能性がある。したがって、伊保内高校の入学者の確保をするのが、まず本当に今やらなければ間に合わないものになるということでございます。

小学校の統合問題につきましては、いろいろな意見があったわけです。今もあるわけでございます。ですので、十分皆さんが納得する形で進めないと、統合した後もしこりが残って、その学校運営が大変になるよというのを、私はある町の統合小学校の校長経験者から聞いております。いろいろと問題があった中で、行

政がかなり強引に進めたようですが、統合した後もいろいろと内部、保護者の中でのすれ違いとか、いろいろあって大変だったと。十分にみんなが納得するようなものにつくり上げていかないと大変だよと。それについては、私も以前からそのように思っておりましたので、そのとおりだなというふうに思っております。

2点目は、何だったでしょうか。

- 2番（川戸茂男君） 小学校の統合について、「支援」と述べたことについて。
- 村長（晴山裕康君） 支援と申しましたのは、村当局は教育行政に関しましては、第一義的ではございません。第一義的には、教育委員会という行政委員会があるわけでございます。したがって、村当局は、何て言いますかね、主導するわけにはまいらないわけでございます。それは制度上、そうだとということでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

- 2番（川戸茂男君） 確かに、主体的には教育行政機関の教育委員会が主体となるべきものではあります。平成27年4月から従来の教育委員長制度が廃止となって教育長が置かれ、村長において大綱が策定をされ、その教育関係についても進められていくというようになっているとのことでございます。

ですから、以前よりも村長、首長と教育委員会とは協調しながら、教育制度について進めていくことによりなつたのかなと、私は理解をしております。

そういうこともあって、支援というふうな言い方は、いかにも消極的に聞こえるものですから、そういう言い方を、質問をさせていただきました。

それでは、次の質問項目であります「ナインズファームを解散し、ふるさと振興公社に統合することについて」2点をお伺いいたします。

1点目ですが、ふるさと振興公社にナインズファームを統合することにより、ナインズファームの機能が強化され、所期の目的であった新規就農者と後継者育成が堅持されることを期待しておりますが、ふるさと振興公社の株主総会が終わった現在では、公社内での位置付けや指導のための人事配置等についても方向付けがされていると思います。決定事項について、村長にお伺いをいたします。

2点目ですが、本村の特産品として位置付け、生産拡大を進めております甘茶と山わさびについてですが、高齢化により生産者が減少しているため、村では今年度から新規の生産者を支援するようですが、すでに栽培をされている生産者で、栽培を継続するため、あるいは規模を拡大するためには課題があって、支援を望む声が聞かれております。

甘茶は、収穫の際の葉のもぎ取りに手間が掛かるため、これまで省力化のための機械開発が検討されてきたようですが、容易に実現されていないのが現状のようでございます。

また、山わさびについては、初期のころからの栽培者の圃場は、25年前後にも

なり、鶏糞などの強い堆肥を使うことや、長年の連作により障害が出始めております。新たに圃場を作るには、立木の伐採や伐根が必要で、さらに苗の植栽や管理のための道路の整備が必要とのことでした。大掛かりな道路ということではなくて、軽自動車を通れるぐらい、軽トラックを通れるぐらいの作業道がなければ、植栽から収穫から管理からできないというようなことでもあります。

このたび、ナインズファームとふるさと振興公社の統合に合わせて、ナインズファームの運営と、甘茶・わさび生産振興を統括するようですが、本村の特産品である甘茶と山わさび生産拡大のためには、これまでの生産農家にも支援が必要ではないでしょうか。村長にお伺いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えしますが、ちょっと質問内容が具体的に示されておりませんでしたので、こちらで用意した答弁内容が若干、食い違う。ちょっと、そこまで詳しく聞かれるというふうには。

できれば質問の内容を事前にいただければ、丁寧な答弁ができると思いますので、とりあえずお答えさせていただきます。

この1点目につきましては、株式会社ナインズファームにつきましては、去る5月27日に開催されました株主総会におきまして、会社の解散が承認されたところでございます。これは、ご報告申し上げます。

株式会社九戸村ふるさと振興公社におきましても、同日に開催された株主総会におきまして、会社の定款を変更いたしまして、農業の担い手育成等の目的を加えることが承認され、7月1日付けで、株式会社九戸村総合公社、通称を「ナインズドア」と言いますけれども、として再出発する予定となっております。

ご質問のナインズファーム機能の強化のための人員配置につきましては、本年4月から営農指導経験のある元JA職員を採用いたしまして、ナインズファームの担当者として配置しております。また、IJU戦略室長である副村長を筆頭に、ふるさと振興公社、ナインズファームの職員及び役場担当者を交えたミーティングを毎週開催して、取組事項の進捗を図っております。

現在、農家の担い手育成のための新たなカリキュラムを検討しており、他市町村等の事例も参考にしながら、村内生産者や県の関係機関を活用させていただき、実践的な研修をめざしているところでございます。

新たな農業研修生につきましては、来年4月からの受け入れを計画して、募集を予定しておりますが、その前に、農業に興味のある若者にぜひ九戸村というものを知っていただき、九戸村の農業研修生として応募していただけるように、本年8月から村内での農業体験会を計画している。つまり、お試し農業体験を計画しているところでございます。

2点目につきましても、ちょっと答えさせていただきまして、詳しいことは移住戦略室長、このプロジェクトのチーフである副村長に答えさせますので、用意しておいてください。

2点目の質問にお答えします。

村内の甘茶生産者を拡大していくためには、新たに甘茶を栽培する場合の経費の軽減が必要であると考えておりまして、また、甘茶の買取価格の引き上げも必要であると考えております。

このため、現在、J A甘茶生産部会との協議により、新規栽培農家向けの助成事業を予定しております。

J Aには、村内農家に対し、新規の甘茶栽培の打診をお願いしており、新規栽培農家に対しては、J Aを通じ、収穫までの3年間の管理経費を助成しようと考えております。

また、公社による甘茶買い取り価格の見直しにつきましても、甘茶生産部会と協議を行ったところでございます。

さらに、今後は、業務用の取り引きよりも売上利益率の高い消費者向け商品の販売に力を入れ、九戸産甘茶の認知度向上と販売促進を図る予定でございます。

このため、今回、国の機関である中小企業基盤整備機構及び県並びに県内金融機関3行が出捐した基金による助成金「いわて希望応援ファンド」に応募いたしましたので、6月1日付けで採択されましたことから、甘茶商品のパッケージや商品ラインナップの見直しを進めまして、村内外での販売活動も強化していくこととしているところでございます。

わさびにつきましても、J Aわさび生産部会との協議において、新たにわさびを生産しようとする場合、圃場候補地の山林整備が一番の課題というふうに向っておりますので、当初予算に計上いたしましたとおり、助成事業の実施に向け準備を進めているところでございます。

細かいことは、副村長に答えさせます。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） それでは、ご質問に関係いたしまして、補足をさせていただきます。

まず、甘茶のもぎ取り作業が大変になっているというのは、非常に認識しております。これまでも、公社ではそういった方々から収穫の受託を受けまして、収穫作業を公社の方で実施してきたところでございますけれども、そういったところも含めまして、今回、ナインズファームと一緒になりますことから、ナインズファームと公社一体として、そういういま現在、栽培している農家さんを回りまして、そのあたりの状況をお聞きして、そのあたりをできるだけ支援する方向でやりたいなど。

それで一番は、かつて甘茶を栽培した方が非常に高齢化して放置されているという圃場がたくさんあるというふうに向っております。できれば公社の方で、そのあたりを作業受託して、いわゆる栽培の時点からある程度手入れもできるようになればいいなということは考えております。

もう一つは、機械化の話でございます。機械化に関しましては、横浜の業者の方に、県の補助も使いまして、開発をしたところでございますが、なかなか当初想定していたような機械に至らなかったということでございますし、業者からはあと3年くらい掛かるというお話で、これはなかなか予算だけがかかってしまうということで、生産部会の方々ともご相談しまして、ちょっと機械化は見直そうとしております。ただ、一方で普及センターさんの指導で、いわゆる栽培方法でできるだけ雑草が生えないような栽培をしようということで考えているところでございます。

それから価格につきましても、いわゆる現在も栽培している方々を応援するという意味で販売確保、先日の生産部会のところで、例えばAランクが従来、1,300円だったところを1,400円。まず、100円上げましょうということで、できるだけ良質な甘茶を買い取るように、まさに生産者のモチベーションを上げたいと思っております。

あと、わさびでございます。議員おっしゃるように、やはり山林でありますので、一番は山林整備が重要だというふうにも生産部会でお聞きしましたので、それらに対応できるように、いろいろ検討しておるところでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 先ほど、公社の中のナインズファームについて、元農協職員の方を1名張り付けたということの答弁だったと思いますけれども、そうすれば従来、圃場にいる方、それからいろんな計画管理をされる方が1人だったわけですが、その農協職員だった方がもう1人張り付いて2人体制になる。それ以外は、指導員も誰もいなくて作業員の方々、雇いの人たちがいるだけだというようなことでよろしいでしょうか。それが1点。

それから、山わさびのことについてですが、かなり古くから栽培をされていて、体調を崩して辞めた方、亡くなった方、そういう方々がいるわけですが、その元圃場だったわさびがある所に目を付けた村外の方が入って来て、それを村外に持ち出して、きっと売買していると思うんですが、そういうふうなお話も聞いたことがあります。

もし、村内の方で規模拡大をしたくて、苗が欲しい方がおられるのであれば、それはもったいない話だなというようなこともありますので、栽培を辞めた圃場がどこにどの程度あるか、そういうふうなことを調査しながら、必要な苗木を確保するのが安い苗の入手方法ではないかというように思いますが、この点について

てお伺いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） ナインズファームの件につきまして、ご説明いたします。

ナインズファーム自体の指導員を増やしたということではなくて、元JAの職員に関しましては、村の産業振興課の中に農政推進監という形で入っていただいて、ナインズファームを指導する立場として、入っていただいたということでございます。

私も昨年度からナインズファームの指導員を強化しようと思って、普及センターとか、いろんなところにご相談しましたけれども、なかなか適任の方を確保することが非常に難しかったので、今後におきましては、ナインズファーム自体の指導体制をとるよりは、村内の生産者としてしっかり勉強いたしまして、ナインズファームだけで農業を覚えるのではなくて、村内の農畜産業のやっている方にご協力をいただく形で、そのまさに実践されている農家さんのご指導もいただきながら農業を勉強していきたい。

それと併せて、従来の普及センターとか農業大学校とか、農研センターとか、そういったところの協力も得るような、しっかりとしたカリキュラムを作りたいなど。今までは、そういった農業機関とのカリキュラムというのはほとんどなかったということでございますので、そこは今検討しておるところでございます。

それから、山わさびのところでございます。確かに、高齢化になって、または亡くなられて辞められたという話は聞いておりまして、それについては、テーオー食品からもいろいろご相談をいただいております。まさに、苗の確保が大変だということで、実は、テーオー食品が今自ら苗栽培を始めておりまして、苗を生産者の方に販売しているということもやっております。

ただ、議員おっしゃるように、すでにやっていないような圃場も確かにもっていないわけですし、実はお話を聞くと、やってみたいという方は実際いらっしゃるので、そういった部分をまさに情報収集しながら、しっかりとつないでいきたいと思っております。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） いろいろとご答弁をいただきましてありがとうございます。

ただ、ナインズファームについては、そうすれば指導体制が充実されたとはいえないようなところもありますので、後継者育成、あるいは新規就農のために堅持される方向で検討をいただきたいと思っております。

終わります。ありがとうございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、2番、川戸茂男君の質問を終わります。

ここで、空気入れ換えのため10分間休憩をいたします。

再開は、11時25分です。

休憩（午前11時15分）

再開（午前11時26分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

8番、岩渕智幸君の質問を許します。

8番、岩渕智幸君

（8番 岩渕智幸君登壇）

○8番（岩渕智幸君） 議長のお許しを得ましたので、通告のとおり3項目について、質問させていただきます。

まず、最初に林業の振興について、4点お聞きいたします。

当村にとって森林は、大きな財産であって重要な資源だと思っております。村長は、第1回定例会の村長施政方針演述において、林業振興について「自伐型林業の普及推進を図っていく」とおっしゃっておられました。

自伐型林業は、採算性と環境保持を両立する持続的森林経営ができると言われていた新しい林業スタイルです。当村のような中山間地域においては、農業との兼業もでき、特に農閑期の仕事としては、最適と思われれます。山林所有者が自伐型林業に取り組む場合、木材搬出のための作業道新設に係る機械、また、木材を搬出運搬する機械など、自伐型林業を始めるに当たり、相当の経費の負担を強いられると思われれます。

村では、これらの負担に対して、何らかの援助を考えているのか、お伺いします。

2点目。自伐型林業を行うことにより、山林から生産された木材は販売しなければなりません。小面積の山林から生産される木材の量は、限られております。少量の木材の販売は、個人ではできないと思われれます。そこで何か所分かの木材を現在使われていない旧宇堂口小学校校庭跡地、あるいは旧戸田中学校校庭跡地に集積し、一定量になったら村で業者にあっせんし、販売する方法も考えられますが、どのようにお考えかお伺いします。

3点目ですが、自伐型林業は、「長伐期択伐施業」となり、進めるためには幼齢林の手入れが重要と考えます。県では、予算不足を理由にカラ松下刈り補助対象を4年生までから3年生までにしました。また、6年生から14年生までが対象の除伐作業、除間伐作業にも補助が受けられない状況となっております。カラ松については、4年生から14年生まで、その他の樹種についても6年生から14年生まで手入れをしなければならないが、県からの補助が見込めません。

将来、優良な林を育てる大切な作業が十分行われなくなることが懸念されます。

自伐型林業を進めていくため、また、山林所有者の負担軽減のためにも、県の補助が見込めない山林保育作業に対して、村単独の補助事業を策定して林業の振興を図るべきと考えますが、見解を伺います。

4点目ですが、村管理の林道について、お伺いいたします。

村には23路線の林道がありますが、かなりの林道で素掘り側溝が土砂で埋まって、大雨の際には雨水が路面を流れ、路盤材を流している状況が見受けられます。また、木や草が道路に覆いかぶさって、車で通りづらい所もあります。林道沢内線ですが、大雨のたびに同じ箇所の路面が流され、路面が深くえぐられます。

3年前の大雨の際には、路面を流れた水で、道路の法面も流されました。路面は直されましたが、流された法面は今もそのままになっております。道路を横断しているヒューム管の口径が小さいため、その個所だけが大雨のたびに流されると思われまます。ヒューム管の入替え工事が必要と考えます。せっかく造った林道です。もう少し丁寧な管理が必要と思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

まず、1点目の答弁でございますけれども、本村は、豊富な森林資源を有していると言われる一方、後継者不足などの理由から手をかけられず、放置されている森林の荒廃が進んでいるという現状があることは認識しております。

村では、この現状を打破するために、森林の手入れができない所有者に代わって施業を行える、自伐型林業の普及推進に本年度から乗り出したところでございます。この自伐型林業は、適正な規模の限られた森林の経営や管理・施業を、山林所有者や地域住民が永続的に自ら行う自立・自営の林業であり、参入障壁が低く幅広い就労を実現できるとされており、初期投資を抑えて新規参入することも可能であるというふうに言われております。

ご質問の経費負担援助における考え方でございますが、現在、村では地域おこし協力隊の方が自伐型林業の実践を進めているところでございまして、この実践で出された問題や要望を生かしていきたいというふうに考えております。

自伐型林業は、経費を抑えることが経営を安定させるための方策であるため、負担軽減のため何が必要かを確認、それから精査して、森林環境譲与税の活用も含めて検討していきたいと考えております。

2点目でございます。自伐型林業で生産された木材の活用方法についてでございますが、ナラ材については、炭の原材料やキノコの原木として販路があるようでございます。他の樹種につきましては、薪ストーブ・薪ボイラーの薪材として、村内での活用が見込まれるとともに、製材業者やパルプ・チップ業者への販売も可能と考えております。

しかしながら、おっしゃるとおり、個人で生産される量は少なく、販売も難しいということでございまして、複数の生産者から木材を集積して販売することは大変重要な方法の一つであろうというふうに考えております。「木の駅」というふうなことも考えてはおります。前には進んでおりませんが、「木の駅」というものも考えているところでございます。その販売方法等につきましては、今後、県の林務室からの情報提供ならびに他の自治体の事例も参考にしながら、九戸村というところに合った方法を検討していきたいというふうに考えております。

3点目の質問でございしますが、これにつきましては、以前に他の議員からも質問されているところでございますが、県の補助が見込めない幼齢林の保育作業への支援についてでございますが、県の基準では、おっしゃるとおりカラ松の下刈りについては原則3年生。その他の樹種については5年生までということが補助対象となっているようでございます。生育が芳しくないなどの理由で、必要性が認められれば、それ以降でも対象にできるものとされておりますが、要望に沿うような基準ではないために、いつまでも県の補助が見込めるといったものではないというふうに認識しております。

村としても再生林の重要性は十二分に認識しているところでございまして、林業振興を推進するために必要な対策は取っていききたいというふうに考えておりますが、県の補助対象とならない部分への村単独の補助事業の創設と、新たなということにつきましては、今後、森林所有者への意向調査というものを実施していく中で需要を把握して、これも森林環境譲与税の活用も併せて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

林道の維持管理でございしますが、村の林道は、23路線で総延長が55.4キロでございまして、路面が舗装路であるものが折爪岳線など2路線しかございしません。あとは砂利道でございまして、この林道管理につきましては、大雨で流出した場合の路面復旧、それから通行に支障のある路線の草刈りを行っております。

今までも、大雨などによる被害が予想される時期を中心に、通行に支障がないように監視、修繕を行ってきたところではございますが、昨今の異常気象、特にゲリラ豪雨は、予想をはるかに超える大雨が一点集中的に降るといったことも珍しくなくなっているために、さらに監視を強化して、破損箇所も早めの修繕を心掛け、おっしゃるとおり、今まで以上に丁寧に維持管理するように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 8番、岩渕智幸君

○8番（岩渕智幸君） 今後、林業所有者が自分の山林を手入れのしやすいような林業の振興を行っていただきたいと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問ですが、村道の改良改修工事について、2点伺います。

まず、村道戸田石沢線の舗装改良工事について、伺います。

現在、村道戸田石沢線は、沢内地区から少し行った所まで舗装となっており、それより先は石沢地区まで未舗装です。大雨が降ると、雨水が素掘り側溝から溢れ、路面を流れております。また、側溝も埋まり、地区の方々が自分たちの重機を使って側溝の土砂を取り除いておりました。このようなことから未舗装部分の舗装改良工事が必要と思われれます。どのようにお考えか、お伺いします。

2点目。ほとんどの村道で舗装路面の亀裂、舗装の剥がれなどが見受けられます。小さな亀裂、剥がれ、穴などは補修が行われているようですが、村道、平内黒沢線については、平内地区で段差ができております。通行車両の損傷、事故につながりかねません。傷みのひどい箇所については、早急に改修が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

村道戸田石沢線、ご存じのとおり国道 340 号の戸田元村地区から舘ノ下地区、沢内地区、石沢地区を経まして、久慈市の山形町へ通じる重要な路線でございます。未舗装部分、いわゆる砂利道は、沢内地区から終点久慈市山形町までの4キロメートルとなっております。

おっしゃるとおり、私も雨が降っているときに行って見たことがありますけれども、非常に路盤が流されているというような状況は、私も認識しております。通行に支障をきたすような場所もございまして、利用者の方には不便をかけているところでもございます。

これまでの戸田石沢線の改良工事につきましては、舘ノ下地区から沢内地区にかけて、橋梁の改修、法面の整備と併せまして道路改良を継続的に実施して、安全な通行の確保に向けて取り組んできたところでございます。

先ほど、ご指摘いただきました当未舗装区間の今後につきましても、道路改良を見込んだ法面整備と併せて道路の改良舗装を実施して、災害に強い安心できる生活路線となるよう整備していきたいというふうに考えております。

2点目のご質問ですけれども、九戸村全域の村道の舗装率は、平成31年4月1日現在で75.1%であり、県平均が60.1%でございますから、高い舗装率と言えらると思います。ただ、村内全域でございますが、舗装整備からかなりの年数が経って、経年劣化というものによる傷み、また一部は大型車両の通行量の増加もあって、損傷が著しい箇所も見受けられるようになってきております。

現在は、国の社会資本整備総合交付金事業により舗装修繕工事を順次進めております。また、部分的に損傷の激しい所は、維持的な舗装補修、いわゆるパッチングというものですが、を実施しているところでございます。

私は、村内を車で歩いていて気が付いた所は、すぐ担当課に指示をしてやっていただいておりますけれども、さらに今年度は、段差の激しい箇所について、舗装打ち換え等を実施して、段差の解消を行うことにしております。

今後におきましても、村内全域の計画的な舗装修繕の実施と、定期的なパトロールを実施して、通行に支障がないよう維持管理補修を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 8番、岩渕智幸君

○8番（岩渕智幸君） それでは、最後の質問になりますが、火災消火用防火水槽増設について、お伺いいたします。

村内には、火災発生時、自然水利を利用して消火活動をしなければならない所が数多くあります。自然水利は、時期により消火に必要な水量を確保できない所もありますし、夏の乾燥期、また、冬期には水がなくなる所もあります。そのようなときには、どうしても遠く離れた瀬月内川など大きな河川に頼らなければなりません。水利が遠くなれば注水までに時間もかかり、初期消火ができずに大きな火災になることもあります。そのようなとき、近くに防火水槽があれば初期消火が可能になります。

村では今年度、老朽化した防火水槽の補修を考えているとのことですが、それも大切なことですし、今後、水利が不安なところに防火水槽を増設していく必要があると考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 本村の消防用水利といたしましては、まず消火栓、それから防火水槽、河川などが挙げられます。このうち、ご質問の防火水槽は現在 156 ございます。議員お考えのとおり、降水量の少ない年や季節によって自然水利の水量が不足する地域の初期消火に対して、大きな河川などからの水利が確保できるまでの間、非常に有効な水利になるというふうに認識しております。

しかしながら、防火水槽は、設置から相当年数が経過していることから劣化しているもの、利用に支障があるものが出てきているのが実情でございます。本年度から毎年修繕していくこととして当初予算で2基分を予算措置いたしまして、本定例会の補正予算には、緊急に修繕が必要となった荒田地区の防火水槽1基分の漏水対策工事予算を計上させていただいているところでございます。

議員ご質問の防火水槽の増設に関しましては、地域の水利状況に応じて、必要なものを設置してまいりたいというふうに考えております。水利不足となっている地域を解消して、生活の不安を取り除くために、村消防団とも協議しながら、まずは能力低下の著しい防火水槽の修繕を行いながら、地域の水利条件を考慮した適正配置の検討を行って、その結果に基づいて増設が必要な個所について、優

先順位を付けながら進めていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 8番、岩渕智幸君

○8番（岩渕智幸君） 丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、8番、岩渕智幸君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩（午前11時49分）

再開（午後1時00分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、10番、山下 勝君の登壇を許します。

10番、山下 勝君

（10番 山下 勝君登壇）

○10番（山下 勝君） それでは、あらかじめ提出しておりました通告書に従って質問させていただきます。

大きく2点についてであります。まず、一つ目として第3次九戸村総合発展計画について、次の4点について質問いたします。

令和3年度が始まって、2カ月が経過いたしました。定住人口の拡大を最大課題として、「誰もが住みたい九戸村・誰もが住み続けたい九戸村・スピード感をもって危機を克服する九戸村」をめざして、9つのプロジェクトを掲げスタートしております。

新村長、副村長、新教育長の布陣で、村の体制も一新し、期待は大きい中で、早速、地域おこし協力隊、地域おこし起業人の活躍が見えてきたところであります。

そこで、先日の村長の行政報告にもありましたが、改めて第3次九戸村総合計画に係る諸政策の進捗はどうか。特に順調な分野、施策、プロジェクトは何かを伺います。

二つ目として、第3次発展計画として始まったばかりであります。新たな課題は生じてきたのかを伺います。

三つ目として、一般的に施策の具体化に向けては、役場担当部署に任せただけで、住民サイドのかかわりが薄く、よく知らなかったというのは望ましいことではなく、避けるべきと考えます。

今回のコロナ禍のように、社会情勢が目まぐるしく変わることもある中で、住民協働という観点から、住民が積極的に関わるのが重要であるので、その関わり方を明確にするべきと考えますが、見解を伺います。

四つ目として、全国でも市街地の空き家の活用によって、中心市街地の活性化を図っている例が紹介されております。そのような活性化に加え、移住戦略の一つとして、本村でも、空き家、古民家、また学校統廃合が進められた場合の空き校舎等を活かした、ネット環境を含むサテライトオフィス等を備えたシェアハウスを提供し、さらなる移住促進を図っていくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

第3次九戸村総合発展計画には、おっしゃるとおり、9つのプロジェクト、ナインズプロジェクトを掲げまして、その実現をめざして取り組みを進めております。

「交流・発信プロジェクト」につきましては、本年4月から8名の地域おこし協力隊と3名の地域おこし活性化起業人を迎え入れることができまして、それぞれの活動によって大変助けられております。村の情報を広報やSNSを通じて発信しているほか、交流事業や商品の企画開発など、さまざまな事業に参画いただいておりますことは、新聞報道等でご存じかと思っております。

「産業・雇用プロジェクト」につきましては、オドデ館のリニューアルに向けまして、実施設計を進め、また、利害関係者などとの調整を進めているところでございます。株式会社九戸村ふるさと振興公社は、ナインズファームとの統合手続きを進めているところでありまして、公社の経営改善につきましても具体的に進めている状況でございます。村内特産品の甘茶やわさびの生産振興や販売促進のほか、農業の担い手育成の態勢づくりを進めているということでございます。

「子育て・教育プロジェクト」につきましては、村単独の子ども手当の支給制度を立ち上げまして、今のところ約90%の方が申請が終わったようでございますが、できるだけ100パーセントになるようにということで、指示をしているところでございます。そのほかに、伊保内高校への支援も強化しております。

「安全・安心プロジェクト」につきましては、二戸消防署九戸分署庁舎の建設工事が始まりました。多分ご覧いただいていると思いますが、木が切られて、土地を今やっているところでございますけれども、SNS等を活用した防災情報伝達システムも始めております。

それから、「地域コミュニティプロジェクト」では、地域振興交付金制度を創設して、3年間という限定でございまして、3年間で約1億円を地域の皆さまに自由に使っていただいて地域活性化につなげていただきたいということで、地域の自主的な活動というものを支援しているところでございます。

2点目の新たな課題は生じてきたかということでございますが、全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからない、そうは言ってもこの間解除

されましたけれども、私は歯止めはかかっていないと思っていますが、本村の各種行事が中止、または延期となるなど、大きな影響が続いているものと認識しております。

このため、総合発展計画で予定していた取り組みや事業につきましても、延期せざるを得ない状況にもなっております。また、最近、全国的に工事資材や設備の調達が難しくなっておりまして、ウッドショックというようなことが言われておりますが、村のハード整備についてもスケジュールに大きく影響を及ぼしそうなところでございます。

さらに、新過疎法につきましては、本年3月に国会において成立し、新たな過疎計画の作成が必要となっております。

この間、皆さまにもご説明申し上げましたが、過疎債の充当事業のスケジュールが、年度後半にずれ込む見込みとなっております。例年であれば5月に起債ヒアリングをやって、今ごろは始められていたんですが、初年度ということもあり、そういうふうな状況でございます。これによりまして、当初計画しておりましたハード整備事業の一部が執行できない、保留となっているなど、影響が生じてきているところでございます。

三つ目の住民協働ですが、村といたしましては、住民としっかり意見を交換ができる機会を数多く持ちたいと考えておりまして、地域の課題解決など、住民の主体的な取り組みにも期待しているところでございます。地域振興交付金もそうですけれども。

一方で、村民との意見交換におきましても、参加する住民が限られるなどの課題がありまして、地域の自主的な活動も人口減少や高齢化によって難しくなっているというふうに聞き及んでいるところでございます。

このため、これからの住民協働の村づくりに向けましては、その関わり方につきましても、十分見直しを検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

四つ目のサテライトオフィス等々ですが、全国的にテレワークというものが普及する中で、本村において、サテライトオフィスを備えたシェアハウスを提供して、新たな移住者や事業所を誘致することができれば、まさに定住人口の拡大や地域の産業振興などにおいても、大きな成果につながるものと期待しているところでございます。

県庁の企業誘致担当に確認しましたところ、現在、県内において、サテライトオフィスを利用している企業は4社であり、ほとんどが本県出身者の社員がいる企業が期間を限定して利用しているということのようでございます。

さらに、県内において、「コワーキングスペース」として、コワーキング、一緒に共同になってやるワーキングスペースとして提供している施設は31カ所上っ

ているようでございます。

隣接する二戸市におきましても、二戸駅前の「カシオペアメッセ・なにゃーと」の中に「コワーキングスペース」を設置して提供しておりますが、その利用者の多くは高校生で、新幹線の時間待ちの社会人の方がたまに利用する程度というふうに伺っております。このため、本村といたしましては、サテライトオフィスを備えたシェアハウスを提供して、効果的に活用していただくためには、しっかりとした需要調査等々が必要と考えております。

また、単純にサテライトオフィスやコワーキングスペースを用意するだけでなく、最近よく言われておりますが、「半農半エックス」という言葉、ご存じかと思いますが、農業をやりながら別な職種でも金をいただくよと、稼ぐよというような半農半エックスが全国的に提唱されておりますが、そのように、九戸村に、ぜひ、九戸村に行きたいんだというような要素を強く打ち出していくことが重要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 進捗状況としては、おおむね順調だというふうな意味合いにとりました。まだ、今後、実際にいろんな部分が進んでいくものであると思いますので、大いに期待したいなというふうに思います。

それから、最後のサテライトオフィスですけれども、いわゆる移住戦略という意味でも、やはり関連付けていく価値があるのではないかと思います。今、お話があったようなさまざまな課題、簡単にはいかない部分はそのとおりだと思いますので、今後も検討される一部にさせていただければなというふうに思います。

二つ目の項目について、質問いたします。災害対応についてであります。

次の四つについて、質問いたします。今年も全国的には梅雨の時期に入り、豪雨災害など、警戒が必要とされる時期になってきております。以前の議会でも質疑があった地域防災組織のモデル地区の具体的な実践の状況はどうかを伺います。

二つ目に、共助の要である自治会が、災害時に機能するかが懸念されます。いつ起こるか分からない災害時に、実働的に対応できる年齢層が足りないことは周知のとおりであります。

本村の高齢化率は43%と、ますます高い水準にありますが、高齢者や独居老人などのいわゆる生活弱者の状況把握はされているのか。また、高齢者のみが役員を務めるような実態で、災害時に対応可能なのか。災害に備えた新たな自治会の体制構築の必要性を切に思いますが、実態状況も含め見解を伺います。

三つ目に、災害において、命と財産を守る体制は万全であるべきですが、その対応は本村のみでは不可能であると考えます。対応の限界を超える場合は、応援要請が必要となります。災害時に、村当局自体の体制はもちろん、他の応援・協力要請の場合など、円滑な対応・運営ができるかどうかの訓練が必要と考

えますが、見解を伺います。また、これまでの実践、今後の予定についても伺います。

四つ目として、近い将来、関東・東海地方で大規模地震が起きると予想されています。近隣の自治体との救援の連携も重要ですが、有事の際、明確な支援体制、活動が展開できるという観点、またお互いの迅速な救援活動を行えるという観点で、関東地方の特定の自治体と協定を結び、災害対応体制の構築を図ってはどうかと考えます。見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

自主防災組織につきましては、昨年度、岩手県自主防災組織活性化モデル事業というものを活用することによりまして、戸田元村自治会をモデル地区とする自主防災組織の設立に向けた取り組みを行ってまいりました。

この事業では、岩手大学地域防災研究センターと岩手県総合防災室、当時の名称ですが、総合防災室の指導の下、モデル地区内の地形とか、これまでの災害、1年を通した自治会活動についての自治会役員へのヒアリングから始まって、図上訓練では、高齢者などの独居世帯、要配慮者、支援ができる世帯の洗い出し、自治会内で避難可能な個所を記載した地域防災マップの作成を行い、その取り扱いなどを検討して、また、これまで自治会が取り組んできた防災活動等の自己評価をすることによって、防災意識の高揚や自主防災組織の必要性、活動内容などを理解していただいております。

事業終了の時期が、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下にあったことから、自治会では自治会の総会を開催することができなかつたようでありまして、今後、モデル事業で実施した取り組みを自治会内で報告し、現在の自治会体制の中で役員が主体となって、防災組織の運営を行っていくこととしている、というふうに伺っております。村といたしましては、今後も取り組みを支援してまいりたいと考えております。

二つ目の生活弱者問題ですけれども、生活弱者の方、いわゆる災害時要支援者につきましては、年齢や障がい、そして介護度などの台帳をもとに状況把握に努めております。

そのような中で、最近の災害被災地の例を見ますと、災害時要支援者の把握にとどまらず、個別の状態、状況、避難方法など、避難所で必要となる詳細な情報を個々に網羅した個別避難計画の必要性が指摘されておりました。本村におきましても昨年度、「九戸村要援護者台帳システム」の改修を行いました。要支援者の情報管理を効率的に行える体制を整えてきたというふうに考えております。

また、要支援者の多くは、障がい福祉サービスや介護サービスなどを受けてお

りますことから、福祉事業所などとも連携いたしまして、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの方や、地域の民生委員の方などから情報をいただきながら、個別避難計画の策定を進めて、災害時要支援者の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

各自治会の体制につきましては、調査を行ったものは残念ながらありませんが、村の会議などに出席される方々の状況から、また全国の高齢化率、65歳以上人口割合が28%であるのに対し、ご存じのとおり本村は44%と全国より高い比率となっている現状から、自治会役員でご活躍されている方の多くが高齢者であると認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、要支援者の避難行動には地域との連携協力が必要不可欠でございますので、以前にも増して連携強化が求められると認識しており、高齢化が進んでいる地域などの避難支援能力を勘案しながら、地域に対する支援や体制強化も検討事項にしてまいりたいというふうに考えております。

3点目のご質問ですが、本村では、災害発生時または災害が発生する恐れがあるときには、九戸村地域防災計画というものに基づきまして、副村長が本部長となる災害警戒本部というものを設置いたします。構成員は課長等になりますけれども。県や盛岡地方気象台、九戸村消防団、二戸消防署九戸分署、二戸警察署などと連携を図りながら、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、情報の収集や住民への注意喚起広報を行い、また、九戸全域に災害が発生した場合などは、村長である私が本部長となる「九戸村災害対策本部」というものを設置します。これは、全職員が対象ですが、それぞれの分野において、的確な災害対応を行うこととしております。

気象警報が出たときには、副村長が本部長となる災害警戒本部というものを立ち上げて、解除されるまで役場にいますので、副村長をはじめとして、そういうふうな対応をしております。こうした村自体の体制はもちろん、災害などに備えるため、近年は台風発生の影響を受け、やむを得ず中止となった年度もありますが、何が中止になったかという点、防災訓練です。防災訓練が台風の影響などで中止になったんですが、関係機関と連携して、住民への参加を呼び掛けて実施しているところでありますので、今年も10月の実施を予定しておりますので、台風等なければいいなと思っているところでございます。

また、これまでの総合防災訓練では、防災航空隊、いわゆる防災ヘリの救助、それから東北電力、これは応急電源供給、NTT、これは災害伝言・非常用公衆電話。この防災航空隊、東北電力、NTTとも連携して、各種の訓練を実施しているほか、被災者支援窓口開設訓練というものも行ってあります。そのほか、二戸・久慈・八戸の三圏域における応援物資・応援人員の調整訓練、県と連携した土砂災害などの災害情報訓練などを行っているところでございます。

昨今の災害の態様、つまり、災害の有様は、被災地域が市町村域を越えて広範囲にわたっておりまして、議員ご指摘のとおり、村単独では対応できない災害も想定されるわけでありますので、隣接市町村や防災関係機関と日常的に連携を密にいたしまして、円滑な対応が行うことができるよう、訓練等を通じて、その対応に万全を期してまいりたいと考えております。

四つ目の、いわゆる関東・東海地方の大災害の予想ですけれども、大規模災害の発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、切れると。庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などによりまして、災害に対応する能力が著しく低下することが過去の例から予想されるわけでございます。こうした事態に対処する手段の一つといたしまして、議員ご提案のとおり、遠方の自治体と災害時の応援協定というものを締結することで、被災時のリスクを分散して、相互援助活動を迅速に行い得るものと考えております。

災害時応援協定を締結するに当たりましては、支援内容をはじめまして、費用負担など、さまざまな内容を取り決める必要がございます。姉妹都市とか友好都市などの交流から、この協定というものに発展している事例が多いことから、自治体間の結びつきや信頼関係が大きな要素になっていると感じているところでございます。

残念ながら九戸村は、こうした姉妹都市のような関係の自治体は現在ありませんが、歴史的なつながりや産業、地理的共通点があるなど、交流や情報交換を行うことができる自治体について、情報収集や本村からの他自治体への情報発信に努めて、災害時応援協定の参考事例を収集して、こういうものをつなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 住民の安心・安全を確保するために、かなり前向きなといえますか、力強い答弁をいただいたというふうに思います。

1点だけ、二つ目の質問にかかわりますが、実際には中堅世代への引継ぎが課題でありますし、それが重要なかなというふうに思っています。年齢構成の再構築などの指針や行政指導が必要な段階に来ているというふうに考えますが、その点について、見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） おっしゃることは分かりますので、これから庁内で検討してまいります。その際には、ぜひご助言等いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） やはり、実際に有事の際に、大事な命と財産を守るという体制を常に前向きな形で検討していただきながら、今後の運営に向けて頑張っ

いただきたいなというふうに思います。以上で終わります。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、10番、山下 勝君の質問を終わります。

次に3番、坂本豊彦君の質問を許します。

3番、坂本豊彦君

（3番 坂本豊彦君登壇）

○3番（坂本豊彦君） 議長のお許しをいただきましたので、村長に3点ほど通告しておりました質問をさせていただきます。

本日、私は5番目ということで、村長には大変お疲れのことと思いますけれども、誠意あるご答弁を賜りたいと思います。

それでは、早速、私の質問に入らせていただきます。

村政運営についてということで、最初の質問をさせていただきます。

1年前に村民の生活に寄り添った政策を実行するとし、九戸村を元気にするさまざまな公約を掲げて村長に当選したところでございます。1年で公約実現ということは至難の業であり、4年間で公約実現に向けて村政を運営するものと思われるところでございます。

また、この1年間というものは、全世界で新型コロナウイルスの感染がパンデミックとなり、今でも世界中で猛威を振るっているところであります。幸いにも現在まで、本村での感染者は確認されておりませんが、いつ感染者が発生しても不思議でない状況であると、心配されているところであります。

ワクチン接種も始まったところであり、1日も早い収束を願うところであります。

さて、公約の一つに、農林畜産振興に力を入れ、商工業とともに調和のとれた地元経済の振興と雇用の拡大を進めるとの公約でございました。基幹産業である農業の振興は、当村にとって重要な課題であることは誰もが認めるところであります。

村長は、「ナインズファームを再構築し、若者の就農を促進する。村独自の助成制度を拡充して農産物の6次産業化を進め、農業収入の向上を図る」と言っておられました。ナインズファームの再構築には着手されたようですが、激動の農業情勢の中にあって、農業に対する支援は、必要不可欠と思うところであります。今後においては、村独自の助成制度の拡充はどのような施策を展開していくのか、お考えをお伺いいたします。

また、このほか、さまざまな公約について公約実現の評価と実現に向けて具体的計画のお考えをお伺いしたいと思います。

2番目として、2021年度から2030年度までの「誰もが住みたい、誰もが住み続けたい九戸村をめざして」を目標に、第3次九戸村総合発展計画が策定されたところであります。九戸村が抱える課題、また10年後のめざす姿が計画で種々示さ

れております。九戸村が将来に存続できるかは、「今がラストチャンス」との思いで人口減少、少子化対策に本格的に取り組むべき「これらの10年である」と位置付けているとあります。この計画の実現のためには、今後の実施計画をもって具体的な年次計画が示されるものと思いますが、計画実現に向けての村長の村政運営に対する所信について、お伺いをいたします。

また、併せて予算的な部分についてもどのようなお考えをもって村政運営に当たるのか、お伺いをいたします。

事業を展開するためには、事業費というものが伴うわけでありまして、本年度の予算は、大型予算となっております。大規模施設整備や災害発生時などによる予算は変動するものでありますので、今後においても計画実現のためには、本年度の予算規模をベースとして執行するお考えであるのか、お伺いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

公約に関するご質問でございますが、まず「農林畜産業の振興」につきまして、本村のように中山間の地域におきましては、都市部のような商業サービス業の発展は限られまして、残念ながら大規模な工業集積も厳しいと言わざるを得ません。やはり、九戸村の地形と気候を活かした農林畜産業の振興こそが、議員おっしゃるとおり、まさに地域活性化の重要課題であると認識しております。

一方で、本村の農林畜産業の現状は、平成23年度から令和2年度の10年間で野菜の作付面積が約3割減少、花きに至っては5割以上の減少となっております。

また、生産者も野菜生産者が24%の減少、花き生産者は45%も減少しております。

ご案内のとおり、本村におきましては、これまでの国や県のさまざまな補助金を活用し、農林畜産業の振興を支援してまいりました。さらには、村独自で嵩上げ助成なども実施してまいりました。

具体的には、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業といたしまして、県補助への嵩上げを行い、農業生産基盤整備事業として圃場関連施設の整備改良費を補助しております。また、繁殖用雌牛導入費の助成なども行っております。

しかしながら、農林畜産業の振興に向けましては、十分な成果を得るまでには至っていないという現状でございます。このような状況に対処するために、今年度から、農業の担い手育成に力を傾注できるように、ナインズファームの見直しを行っているところでございまして、特産品の生産振興に向け、新たに甘茶、わさびの新植経費を対象とする助成金を創設するとともに、炭窯の新設経費を対象とする助成額も上限の見直しを行い、16万円から50万円まで引き上げたところでもございます。

さらに、自伐型林業の普及に向けまして、モデル林の整備や研修会を開催するとともに、畜産振興のため、肥育素牛の購入費助成も行うこととしております。

次に、「九戸村を元気にする 14 の公約」についてでございますが、皆さまのご理解とご協力によりまして、あの項目、14 の公約すべてにおいて、すでに実現したもの、または何らかの形で着手しているというものでございます。

しかしながら、「人口減少対策」や「農林商工業」の振興につきましては、具体的な取り組みを始めたばかりでございまして、また、一朝一夕に、しかも簡単に解決できる課題ではないということをご理解いただけるものと思っておりますので、実施した政策の効果を常に検証しながら、より実効性のある対策を模索してまいります。

また、「小規模小学校の統合」というものも入ってございましたが、前の質問の方にもお答えしたとおり、住民主導で、住民が納得する形での意見集約が必要というふうに考えておりますので、現在、保護者や関係者との意見交換を丁寧に行っているものと認識しております。今後、施設一体型などによる小中一貫教育のようなものが良いとする立場の専門家と、小規模校でも良いとする立場の専門家、それぞれの専門家、立場の専門家をお招きして講演会、シンポジウム、パネルディスカッションなど、村民の学校教育への理解、多種多様な教育方法への理解を深めていただいた上で、アンケートを実施して方向性を見出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

いずれ、今できること、今やらなければならないことを見極めて、行財政の現状にも目配りしながら、強い覚悟を持って村づくりを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次の総合発展計画でございますけれども、「基本的な視点」として記述しているとおり、本村は、人口減少や少子化など危機的状況に直面しております。これは、皆さん共有しているものだと思います。こうした状況を克服し、九戸村が将来的に存続していくために、「今がラストチャンス」、まさに今がラストチャンス、遅いぐらいです。ととらえ、できることは何でもやるという思いで取り組んでまいります。

また、高齢化が急速に進む本村におきましては、「高齢者にやさしい村づくり」にも十分配慮してまいります。役場に来る方の足が悪い方に配慮してエレベーターに直接入れるようにするとか、そういうふうな、いずれそういう高齢者とか弱い人たちの立場をよく考えた村づくりというものが基本にありますので、そういうふうなことにも十分配慮してまいります。

次に、公共施設や道路、橋梁、上下水道といったインフラの老朽化が今後大きな課題となってまいりますので、持続可能な九戸村をめざして、計画的な施設などの整備にも取り組んでまいります。おっしゃるとおり、これには財源が必要で

ございます。これまで、国、県は修繕に対しての補助というものが無いわけですが、そういうふうな補助と申しますか、そういうふうなことに手助けしていただけるような要望活動を強くしてまいりたい。SDGsにまさにつながるわけですから、今あるものを修繕しながら使っていくんだと。それに対して財源を下さいということにも強力にやっていきたいと思っております。

それで、財政です。財政は私、平成16年から10年間財政関係を担当しましたが、非常に平成16年当時は、財政の関係の数値が悪くて、県から呼び出しを受けていろいろと聞き取りとか、いろいろやられました。ああいう苦い思いはしたくありません。私も長く、今も常に職員には、「新しい事業を始めるのであれば、まず財源を見つけろ」というふうに言っています。私ももちろん率先して財源確保には留意していますし、県とか国会議員とか会うときにはそういうことを要望しています、直接。ということで、財政的なことで、ああいう苦い思いは二度としたくありませんので、財源がないものはやらないぐらいの、でも、どうしてもやらなければならないものがありますから一般財源で、そういうものはきちんと見極めた上でやっていきたいと思っております。

さらに、近年、社会の情勢は大きく変化いたしました、大きな災害や新たな感染症といった想定外の事態にも直面しておりますので、こうした大きな変化を余儀なくされる時代においては、これまでの常識にとらわれない、私、いつも言っておりますが、「今までの延長線上には解決策はないよ」ということです。大胆な施策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） ありがとうございます。

村長のこの1年間、さまざまな公約実現に向けて、スピード感を持ってやられているというのは良いと感じて、本当に敬意を表するところでもありますけれども、このいろいろな総合発展計画なり、すべてをやるには本当に大変だと思っておりますけれども、いろんな方々の意見を聞くなり、そして一人ではなかなかできないと思っておりますので、そういう人たちに耳を傾けて、どうぞ、この実現のためにがんばっていただきたいと、そう思っております。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

定住促進に向けた公営住宅の整備計画ならびに運営について、お伺いをいたします。

村営住宅や若者定住促進住宅の整備に取り組み、現在では村営住宅は10団地、101棟の整備となっているところであります。すべてが木造平屋建てであり、1LDK長屋タイプから2LDKタイプ、3LDKタイプなどというように居住タイプも特徴を持たせ整備してきたところであります。建築年次も平成元年度建築

から平成 21 年度建築となっているところもあります。このように、平成元年度建築の建物はすでに 32 年が経過しており、公営住宅法で定める木造住宅の耐用年数 30 年を過ぎた住宅となっております。第 2 戸田団地、第 2 小倉団地、江刺家団地等がこの耐用年数を経過した団地になろうかと思えます。このほかにも、間もなく耐用年数を迎える団地が相当数あることも事実であります。

これらを踏まえて、村営住宅の整備について、総合的な整備計画が必要であると思うところでありますが、村長のお考えをお伺いしたいと思えます。

いうまでもなく、住宅建築の場合、建築用地の選定確保などにもかなりの時間を要するという心配もあります。特に江刺家団地の現在の場所は、国道から団地までの道路が勾配もきつく、幅員も狭く交通安全上からも非常に危険な状況となっております。すでに、建築から 31 年を経過しており、更新の時期を迎えているところでありますので、早期に整備計画策定の下に整備を望むところでありますが、この江刺家団地についての整備についても、村長のお考えをお伺いいたします。

次に、若者定住促進住宅についてであります。若者定住促進住宅は、若者の自立を支援するとともに、定住を促進し、地域の活性化を図るため、現在まで 28 棟の若者住宅が整備されているところであります。2011 年度から整備が始まり、10 年が経過した若者住宅もあります。

条例によりますと、入居許可期間は入居指定日から起算して 10 年とする。ただし、入居者が入居許可期限満了後も引き続き居住を希望すれば、最大で 15 年の入居期限となるわけであります。すでに入居者の中には 10 年を経過し、あと 4、5 年で退去しなければならないため、不安を抱えている利用者もあります。入居後 15 年ぐらいただと、子どもも中学生や高校生になると思われ、教育費も膨らんで、このようなときに、入居期間が満了になり、退去しなければならないとなれば、利用者にとっては大変な事態であると思えます。

マイホームが新築できれば一番良いわけでありますが、それが叶わなければ、民間の賃貸住宅やアパートを探さなければならないと思われまます。しかし、それも現状を見ますと、数に限りがある状況と思われまます。退去した場合の他市町村への転出も心配されるところであります。

若者の自立を支援し、定住を促進する観点から、一定期間、例えば 10 年居住し、譲受を希望する居住者に対しては払い下げをするといったようなことを考えてはと思うところでありますが、若者定住促進住宅の今後の整備計画と併せて、払い下げについてもお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

村では、住宅に困窮する村民の生活の安定と社会福祉増進のため、村営住宅の整備を進めてきたわけであります。議員おっしゃるとおり、現在 10 団地、101 棟の維持管理を行っております。これまたおっしゃるとおりですが、古いものは平成元年度に建設されて、もう 32 年経過して、老朽化が著しく維持管理においても年々修繕箇所が多くなっている傾向がございます。まさに、住む所に困っている村民がいるということは非常に心を痛めるところでございます。そういう本当に困っている人たちを何とかするのが行政の務めだとも思っておりますので、今後それぞれの年度に整備した、村営住宅が順次耐用年数を迎えることを踏まえると、計画的な整備と管理が必要と考えているところでございます。まさに、議員がおっしゃるとおりだと思いますので、そういうふうな方向で整備してまいりたいと思います。

また、江刺家団地につきましても、確かにお年を召した方が、坂を上ったり下ったりするのは本当に大変なのだろうなというふうに思いをいたすわけでございますので、立地条件等、十分検討させていただいて建替え等をしたいと思っております。

次の二つ目の質問でございますけれども、若者定住促進住宅につきましては平成 22 年度から建設を行いまして、令和 2 年度までで、おっしゃるとおり 28 戸整備されております。若者の村外への流失を食い止めるためにも定住促進住宅の整備は必要と考え、令和 3 年度においても若者定住促進住宅の建築を予定しているところでございますが、今のところ、起債がどうなるか見込めないところなので、ちょっと今ストップさせているところでございます。

今後の整備計画といたしましては、若者のニーズを捉えまして、適切な戸数を供給してまいりたいと考えております。また、住宅の整備とともに空き家というものの利用についても住宅不足の解消につながるよう制度を検討してまいりたいと考えております。

皆さまのご理解をいただきながら、空き家の中にもいろいろあるわけございまして、使える空き家なのか、もう無理だというような空き家なのか、その診断といいますか、そういうふうなものもやっていきたいというふうに考えております。いずれ、予算が伴いますので、その際には皆さまのご理解をいただきたいと思えます。

入居年限につきましては、10 年間というふうに設定しておりますが、5 年を限度に、おっしゃるとおり延長が可能となっております。来年度には入居許可期限を迎える方もおりまして、延長を行うか検討させていただいているところでございます。

次に、「一定期間居住した場合に、払い下げの考えはないか」ということでございます。多分、隣の町の話ではないかなと思うんですけども、他の自治体で払

い下げを行っている自治体がありますが、あそこは3棟建っているんですけども、払い下げ10年住んだらあげるよって言っても、まだ1部屋空いているそうです。それぐらい、要は住環境が厳しいといえますか、なかなかそこに定住する人がいないというようなところ、あそこだけなわけですから、九戸村にはそういうところはないんじゃないかなというふうに思っております、ちょっと払い下げに関しましては、現時点におきましては、若者定住促進住宅の設立当初からも予定にもなく、現在入居者と退去した方とのいろいろ平等性といえますか、そういうふうなものの考慮をいたしまして、現在のところということではございますが、払い下げについては、考えておりません。

ただ、議員ご指摘のとおり、若者定住住宅の入居期間を満了された方々が、村外へ出ていくということは非常に問題なわけございまして、それは回避していかなければならないと思っております。

それで、今、I J Uの方に住宅政策を移しましたが、そのI J Uの方には若者定住促進住宅満期で退去しなければならないような人たちに対して、いわゆる子育て世帯に対しての住宅取得を行う際に助成制度の拡充を検討、指示しています。

できるだけといえますか、外に出ていくことのないように、定住していただけるような制度を前向きに検討してまいりたいと考えております。これも財源が伴いますので、皆さまのご理解を得ながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） ありがとうございます。

若者定住促進住宅については、今年度の予算委員会でも私が提言なり、払い下げについてはさせていただきましたけれども、なぜ、それを質問するかと言いますと、もう出なければならないので、今家を建てるのもあれだし、子どもが小学生2人とか、保育園もいる。ただ、じゃあ二戸の方にアパートでも借りて、子どもも少ないんだから大きな学校に入りたいというような例もございまして、そこを心配して私は予算委員会ของときにも質問して、今後、もし時代の流れなり、その辺が整ったならばぜひとも検討していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、3番目、教育振興について、お伺いをいたします。

村長は、先の学校再編について、どのようなお考えかという私の一般質問に対して、国が示す適正規模は、人口過密地域と過疎地域を同一基準に捉えているという時点で疑問を持っています。学校規模は、全国一律の基準で統合するのは無理があると答弁をいたしました。

村教育委員会が実施した教育を考えるナインズミーティング懇談会の資料によりますと、複式学級の課題として、①教育に特別な指導技術が求められる。②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担

が大きい。③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級への転校時等に未習事項が生じる恐れがある。④実験、観察など長時間、直接指導が必要となる活動に制約が生じる。⑤として、兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上制約が生じる可能性があるなど、複式学級の課題が子どもたちにとって、必ずしも良い環境と言い難いところがあります。

村長は、県内市町村の中で、複式学級の割合が 80%以上である本村の現状をどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

まず、数字の話から入りたいと思いますが、今、議員がおっしゃったように、複式学級の割合が 80%、これは非常にインパクトがあります。5校のうち4つで80%になるということでございます。まちづくりにおきましては、議員も評価していると思いますが、まちづくりの先進地、隣の葛巻町は 75%です。これは4校のうち3つということですので75%。うちが80%で葛巻町が75%です。

教育委員会が示しているデメリットの多くは、まさに人口が多くて、社会資本整備が進んだ都市部と、そうではない地方との違いを認めない制度、制度そのものの弊害によるところが大きいというふうに感じておりますが、結論的に申し上げますと、一定の制度の下で、九戸村として最善の方法を選択して進めていくということにつきるかと思えます。

少し話を変えますが、先ほど議員おっしゃったように、全国一律の学校適正規模を示して、それから外れるのは悪い学校だ。だめな学校だ。複式学級はだめだ。だから、統合だ。小中一貫教育だ。義務教育学校だ。のような、こういうことを私は何年か前に経験したことがございます。それは何かというと、平成の大合併のときのことであります。あのときは、いろいろあって心が折れそうにもなりました、担当者として。人口1万人未満の自治体は、ろくな自治体ではない。満足な行政などできない。だめな自治体だと。いずれ財政的にも破綻する。合併をしろというような。ということで、当時、私は村の財政担当だったものですから、県にも、先ほども言いましたが、呼ばれていろいろ言われました。本当に苦い思い出であります。

ところで、複式学級はデメリットだけではなくて、異学年との学びや単式学級に比べ児童に目が届くというメリットもあるようです。世界的には、イエナプラン教育というのがあって、わざわざ異年齢の中で学習することの良さを生かすという視点で、異年齢集団で学級編成をしているものもあります。これは、広島県の教育長の平川理恵さんが注目している教育方法の一つでありますけれども、日本は少子化傾向が当面続くと言われております。だったら、少子化社会に対応し

た教育方法を構築していくべきではないかというのが私の考えであります。

別に統合を反対するわけではありません。私の考えです。どちらかといえば、少数派の都市部を基準とした教育制度ではなくて、多数を占める地方における学校教育、少人数学級に対応したシステム構築が、それこそが必要ではないのでしょうか。

九戸村の話に戻しますが、今までの段階では、複式学級の解消を望む保護者の方が多いいことは聞き及んでいるところでございます。

したがって、私といたしましては教育委員会による現状の課題について、将来の九戸村の教育がどうあればよいのかを広く村民と議論を重ね、合意を得た上で、より良い教育環境を整備していくことが重要であると考えております。

明治時代に言われた五箇条の御誓文の中にある「広く会議を興し、万機公論に決すべし」です。十分話し合いをやって結論を導いていくんだということです。

重ねて申し上げますが、冒頭の質問の中でもお答えしているとおおり、「小規模小学校の統合」につきましても、あくまでも住民主導で、住民が納得する形での意見集約が必要と考えておりますので、今後、施設一体型など小中一貫教育のようなものが良いとする立場の専門家、繰り返しますよ。小規模校でも良いとする立場の専門家、それぞれを招いて講演会、シンポジウム、パネルディスカッションなど、村民が学校教育への理解、多種多様な教育方法への理解を深めた上で、アンケートを実施して方向性を見出していきたい。いずれ、住民合意がないまま進めると、統合した後でも大変ですよということもありますので、そういうふうにご考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） ありがとうございます。

私は、かつて村長さんとは議員として当選させていただいて、議運のメンバーとして、いろいろと村政に関して議論をさせていただきました。時間を間違っ、2人後から行ったりしましたけれども、控室では野球談議、お互い野球小僧でしたので、いろいろお話をさせていただきました。確かにスピード感は大事だと思いますけれども、たまには緩いボールも投げて、今後運営に当たっていただきたいのと、議員時代、村長は過疎債なり公債比率なり東京オリンピックのことをお話されて、財政の面で非常に統合小学校の設計予算が出たときです。心配なのでということで反対討論なされました。その立場は、議決権の立場と、提案者の立場では違うと思いますけれども、その予算面だけではなく、やはり子どもを中心とした村政運営というものを、執行者となればもう予算はつきもので、心配することもあるかと思いますが、先ほども小中学校の統合にぜひ反対するものではないと、広く村民から意見を聴いて、今、教育委員会では非常に努力をして頑張っておられていろんな意見を収集しております。どうぞ、今後、そんな遅

くない時期に取りまとめていただけるものと思いますので、どうぞ、よく相談をして教育委員会の意見を尊重していただいて、今後の教育振興に当たっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、3番、坂本豊彦君の質問を終わります。

これで、日程第1、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は、6月21日（月曜日）、午前10時から一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午後2時08分）